

2018年2月9日

## 商品類型 No.112「文具・事務用品 Version2.1」の 部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会  
エコマーク事務局

### 1. 改定の経緯、概要

「文具・事務用品 Version2.0」では、グリーン購入法の環境物品等の調達に関する基本方針の判断の基準に対して上位基準となるよう整合性に留意して、認定基準を制定した。今回、同基本方針の平成30年2月9日変更閣議決定により、紙の塗工量に係る内容が変更されたことを受け、同基本方針との整合を図るべく改定を行う。

### 2. 改定箇所

以下のとおり、基準を変更する。(追加：下線部)

### 4. 認定の基準と証明方法

#### 4-1. 環境に関する基準と証明方法

- (15) 塗工用紙を使用するけい紙、起案用紙およびノートに使用される塗工用紙は、塗工量が片面で17g/m<sup>2</sup>以下、両面で30g/m<sup>2</sup>以下であること。、または、エコマーク商品類型 No.107「印刷用紙 Version3」の基準項目(1)を満たすこと。

### 3. 改定日： 2018年3月1日

以上